



茅ヶ崎市のまちづくりにおける 手続及び基準等に関する条例の解説



平成29年 4月
茅ヶ崎市都市部開発審査課

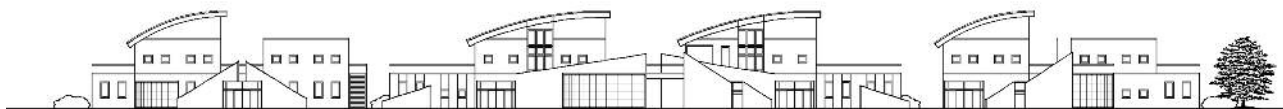
はじめに

茅ヶ崎市では、市と市民の協働のもと、将来の都市像である「海と太陽とみどりの中で ひとが輝き まちが輝く 湘南・茅ヶ崎」にふさわしい良好な都市環境を創造し、将来にわたって維持するという基本理念を実現するため、市域の実情に合った独自のまちづくり政策を進める必要があります。しかし、全国一律の規制を目的とする法律や行政指導を行うことを定めた要綱だけでは、こうした市独自のまちづくり政策を実現できない状況にあったため、平成16年に「茅ヶ崎市開発事業指導要綱」を廃止し、「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」を制定しました。

このような経緯で制定した条例ですが、制定から10年あまりが経過し、社会情勢も変化してきていることから、施設管理者が抱えてきた問題点等を踏まえて見直しを行い、平成29年4月1日より施行することとなりました。

この「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例の解説」は、条例の執行者である市、条例により開発事業を計画する事業者、そして条例による良好なまちづくりを願う市民が一体となり、条例の適切な運用を図っていくための指針としてまとめたものです。

平成29年 4月
茅ヶ崎市都市部開発審査課



解説 目次

第1章 総則（第1条～第6条）	1
第2章 開発事業等の手続	
第1節 建築に係る届出（第7条）	9
第2節 狹隘道路に係る協議（第8条）	11
第3節 特定開発事業の手続（第9条～第21条）	12
第3章 特定開発事業における公共施設の整備基準等	
第1節 公共施設の整備基準（第22条～第25条）	38
第2節 公益的施設の整備基準（第26条～第34条）	55
第3節 建築物の敷地面積の基準（第35条）	69
第4章 その他（第36条～第39条）	70
第5章 雑則（第40条～第44条）	75
第6章 罰則（第45条・第46条）	78
附 則	81
茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例施行規則 様式	82

その他の様式	
都市計画法第32条による（変更）協議について	116
特定開発事業協議経過書	117
特定開発事業に関する警察署長との協議経過書（共同住宅用）	118
（その他用）	125
茅ヶ崎市のまちづくりに係る関係課業務概要一覧	129
特定開発事業協議早見表	136
茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例第10条協議及び都市計画法第32条協議提出書類 担当課別添付図面一覧	137
特定開発事業確認申請書添付図面チェックリスト	138
「公共施設の新旧対照図・表」及び「土地利用計画図」の参考例	140
公共施設の用に供する土地の帰属手続について	144
土地所有権移転登記嘱託承諾書兼登記原因証明情報	146
境界確定図作成例	148
ごみ集積場所に関する留意事項	150

凡 例

◆本解説において、次の略称を用いる。

条例 茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例（平成16年茅ヶ崎市条例第9号）

規則 茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例施行規則（平成16年茅ヶ崎市規則第23号）

◆基準日

内容現在は、平成29年4月1日とした。